

第3章 丹波篠山市の景観計画の考え方

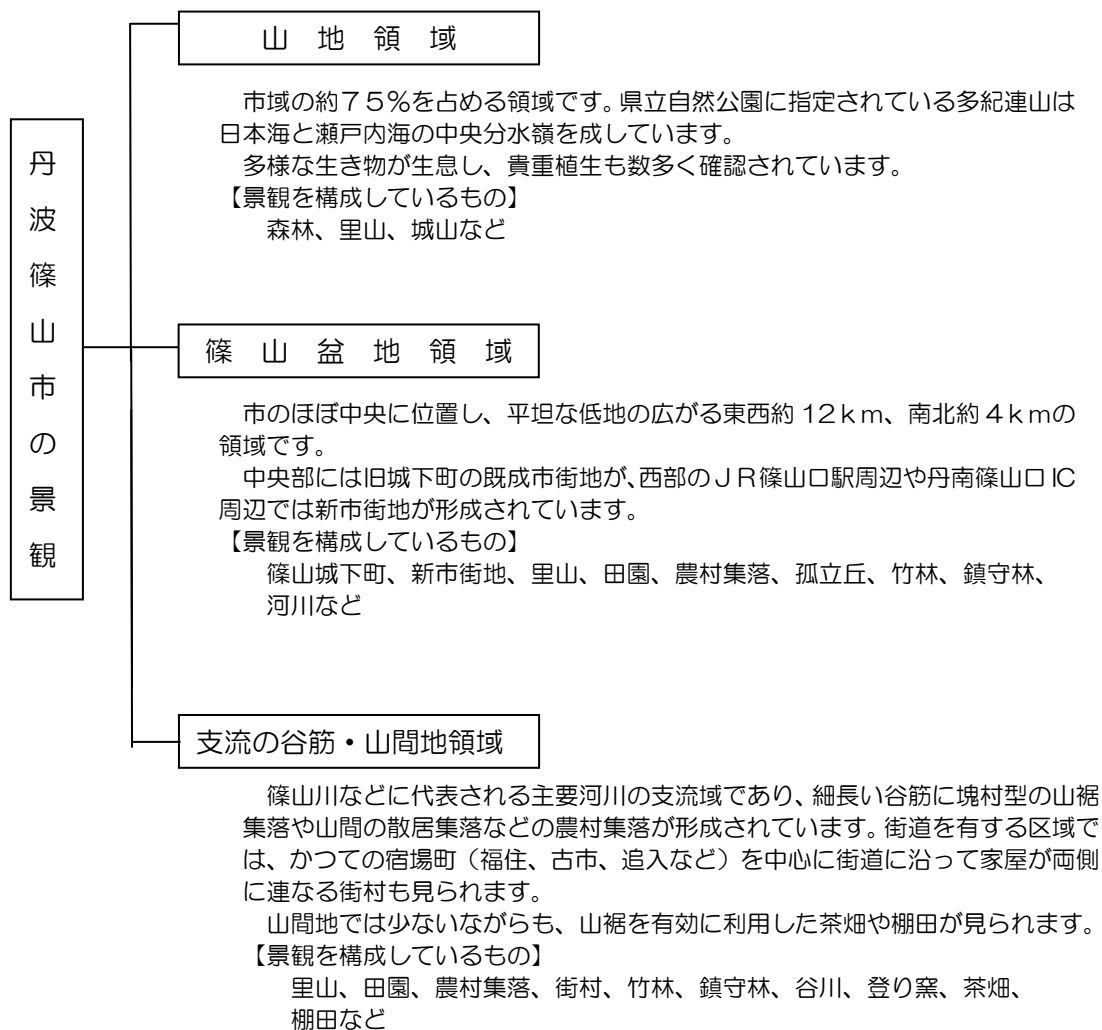
1. 景観領域と景観構成要素による分類

(1) 地勢から捉える景観領域

丹波篠山の地勢による特性から景観を捉えると、市域を取り囲む四方の山々の「山地領域」、主要な市街地やまちの区域が展開する「篠山盆地領域」、そして山々をぬって篠山川などに注ぐ数多くの支流が位置する「支流の谷筋や山間地領域」の三つに大別され構成されています。

(2) 景観領域と景観構成要素

地勢の特性から大別された三つの領域内は、歴史的な町並み、市街地、農地や農村集落、優れた自然環境を有する森林や河川といった景観構成要素によってそれぞれの地域特性に応じた景観が形成されています。



2. 領域ごとの景観形成の考え方

(1) 山地領域の景観

■景観

1000mに満たない低山ながら、山頂、山裾ともに急峻な山容を特徴とするため、その山並みは、平地部から緑の屏風が擁立したような印象を与えています。山裾部のなだらかな地形は限られるため、農地と山地の土地利用の境がはっきりとした山裾景観を形成しています。

開発により大きく改変された所はほとんど無く、丹波篠山の景観の背景を彩り、四季の装いを通して人々に潤いと安らぎを与えています。

■景観形成の考え方

山地領域の景観は、いつも変わらない緑の山容として健全に存在していることが重要です。自然地形、植生、ふもと地域の人々による長年の営みによって形成されてきた優れた自然環境が、様々な開発行為等によって失われてしまわないよう、保全を基調とした景観形成の取り組みが求められます。自然と人の営みが一体となった山々の景観は、その基盤となる山や溪谷などの自然環境の保全と地域の生産活動や生活文化の持続にかかわるところが大きく、土地利用計画と連動した景観形成に取り組んでいく必要があります。建物や工作物が、緑の山容からはみ出して目立つことなく、豊かな樹林や森林の中に溶け込む景観形成が求められます。

(2) 盆地領域の景観

1) 篠山城下町等の既成市街地

■景観

市の既成市街地に位置付けられる城下町地区は、篠山城跡を中心に武家屋敷の佇まいの残る御徒士町と商家の町並みが色濃く残る河原町一帯が伝統的建造物群保存地区に指定され、現在も妻入り商家や茅葺長屋門を有する武家屋敷の町並みが形成されています。

その周囲に連担する市街地とともに既成市街地のほぼ全体が旧城下町区域であり、江戸期以来の敷地割がよく残され、伝建地区を中心に市街地全体で、城下町の風情の残る町並みを形成しています。

■景観形成の考え方

中心市街地でもある篠山城下町は、外縁的に市街化が進展しています。このまま無秩序に市街化を進展させるのではなく、コンパクトな定住市街地を形成する上でも、土地利用計画に基づく適正な誘導が必要となります。土地利用計画により将来的に市街化していく区域では、城下町と調和した景観形成を図ります。



御徒士町の武家屋敷群

城下町と調和した景観とは、建築物等の材料やデザイン等を歴史的な町並みと同様に復元するものではなく、新しい材料やデザインを認めながら、周りの田園とも調和した景観形成を図ることを目指します。特に北側に市街化が進展している市民センター周辺では、どことなく城下町らしさを残しながらも、中心市街地として地域を特徴づける新たな市街地景観の形成を図る必要があります。

2) 新市街地

■景観

田園地帯等の幹線道路沿いでは、J R 篠山口駅前や丹南篠山口 I C を中心に沿道市街化が進展しています。沿道市街地では店舗や事業所が立地し、既成市街地と結びつく形で、その背後にある農用区域においても宅地化による、市街地が広がってきています。幹線道路の近接地や丹南篠山口 I C 周辺および住吉台周辺では、眺望のきく田園地側からの見え方に対する配慮に乏しい新興住宅地や集合住宅等の進展が見られるようになっていきます。



篠山口駅周辺の新市街地

■景観形成の考え方

丹波篠山市の玄関口として、山並みや田園景観に配慮した魅力的で、新たな地域の核となるような市街地景観の形成を図ります。丹南篠山口 I C 周辺幹線道路の景観形成は連続性、統一性に配慮しながら、屋外広告物や自動販売機等の整除を図ります。建築物等は低層化に努めることにより圧迫感を抑えます。また、接道部に並木状の緑化を施すことで、適度に緑が連続した沿道景観の形成を図っていきます。眺望のきく農用地や水路と接する敷地での建築行為等においては、農用地側等にも配慮した緑化修景を図っていきます。

大規模な施設等は、デザインや意匠に配慮するだけでなく、施設を利用する人たちにとっても快適な環境となるよう、施設の出入り口部分などには施設のシンボルとなるような樹木の植栽を奨励誘導していきます。開発行為においては、樹木を配した共有空間の創出や接道部の緑化および農地側からの見え方に配慮した緑化により、賑わいの中にも落ち着きのある市街地景観の形成に努めます。

3) 篠山盆地領域の田園集落

■景観

丹波篠山の既成市街地を取り囲む農地と共に集落家屋が分布する田園地の区域は、山並みや小丘を背景に、眺望性の高い田園景観が市街地の周囲に広がっています。市街地や集落を田園地が取り囲む領域が視覚的に明確な土地利用の上に、家屋等の低層建築群が竹林や社寺林といった豊かな緑と重なり合って篠山盆地の特徴的な田園景観を形成

しています。篠山川沿いや宮田川沿いには、河岸段丘と一体となった集落も見られるほか、旧街道沿いには八上等の街村も形成されています。

■景観形成の考え方

盆地領域の農村集落は、大半の集落家屋が集まってひとつの塊のように構成されています。このため集落単位のまとまりを維持することが景観形成の基本となります。例えば規模の大きい建築物等では、家屋が群として構成されているような印象とするため、長大な壁面等は避け、小さな建物が重なり合い、周囲の緑で分節しているようなデザイン意匠が求められます。



山裾に位置する盆地内の集落
前面に市街地を取り囲む農地が広がる

山裾に位置する集落では、前面の広がる農地との調和が大切になります。段丘や自然堤防の川沿いに立地する集落では、河岸段丘林や川沿いの帯状の竹林等の帯状の緑との調和と、田園地の境界部に位置する鎮守林を田園側から遮蔽しない建物配置が求められます。街村では、旧街道沿いに家屋が並ぶ両側町的なたたずまいを維持すると共に、家屋裏手の畑地の畦畔木と調和した景観形成を図る必要があります。

いずれも集落域内部に新興住宅地等が立地することはほとんどなく、既存の家屋域の周囲や隣接地に新たな建築行為等が見られることから、既存集落の印象を継承する環境づくりと周りの田園との調和の取れた景観形成を図る必要があります。ある程度まとまった住宅地開発や農工団地[※]等が田園地に立地する場合は、既存集落と同様の印象となるよう、景観的な調和を醸すような修景的工夫が求められます。

4) 盆地領域を一体的に捉えた景観形成

盆地領域の景観は、市街地や集落を農地が取り囲む領域が視覚的に明確で、メリハリの効いた土地利用によって形成されています。こうした景観的魅力を継承するためには、個別の敷地単位で景観を捉えるのではなく、盆地領域全体で景観を捉え、景観形成を図る必要があります。このため、建築物等の色彩やデザイン等の規制誘導による景観形成に加え、盆地内での眺望性と緑地の確保による景観形成を進めていきます。

■眺望への配慮

景観的に恵まれた地勢を活かし、市街地を取り囲む山々のシルエットを背景に、幹線道路、人々の集まる場所、土地利用の境界部及び景観上特に重要な場所等からの見え方に配慮した田園景観の形成に取り組みます。

地勢や土地利用と密接に関係した鎮守林や河畔林、段丘面の竹林などは地域を特徴づける大切な景観構成要素です。これらの景観構成要素を把握することにより、建築行為

[※] 農村地域工業導入促進法（昭和46年法律第112号）により造成された工業団地。

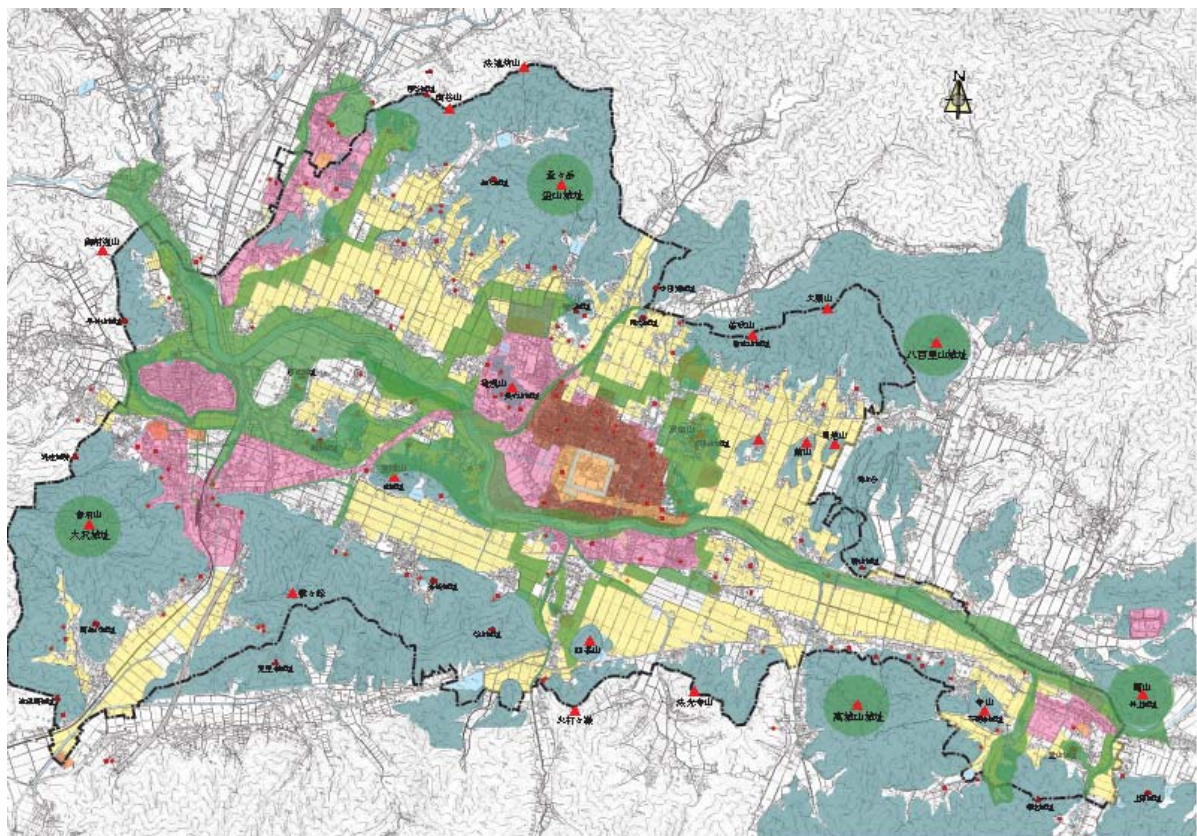
等においては景観構成要素や周辺景観との調和に配慮した魅力的な眺望景観の形成を図っていきます。

■緑地フレームの設定

○緑地フレームの必要性

市街地の郊外に広がる農用地によって、丹波篠山では田園越しに市街地等を望む眺望景観があちこちで広がっています。また、市街地と田園の境界に位置する小丘や河川および農地や竹林と結びついた小さな緑地帯は良好な景観を印象付ける上で重要な視覚的効果を演出しています。

こうした特性を継承し、魅力ある丹波篠山らしい景観を形成するため、小丘や河川の周辺部分および市街地の外縁部分において、より豊かな緑地の確保を目指す区域として「緑地フレーム」を設定します。



図Ⅲ－１ 緑地フレームの構成

※緑地フレームは公園のような緑被地の連続したグリーンベルトである施設緑地^{※1}として設定するのではなく、施設や敷地の緑化で対応するもので地域制緑地^{※2}として捉えています。

※1 公共のものとして管理されている緑地。

※2 都市緑地保全法や都市計画法などの法によって指定されている緑地。

○緑地フレーム配置の考え方

視点場からの眺望景観への配慮や農用地側からの見え方を踏まえ、農用地と市街地が接する領域（スプロール化が進展しつつある区域など）の開発行為等に対し、緑のボリュームアップを求めます。敷地面積 1000 m²以上の開発行為等に対して通常の緑地率の 10%増、敷地面積 1000 m²未満の開発行為等に対しては緑地率を 5%増やすことで緑地の確保を図ります。

緑地フレームは、連続する緑地帯として緑地を面的に確保するものではなく、既存の緑の保全と緑化によって、周りと比べて緑が豊かに感じる生活環境の形成を図ろうとするものです。このため、緑地フレーム内での建築行為等を禁止するものではなく、建築物等は立地させながら、緑の多い環境をベルト状に形成することで、田園から建築物のみが目視されるのではなく、適度な中高木等で建築物等を分節し緑の重なりによって建築物の見え隠れを演出していこうとするものです。

「ベルト状の豊かな緑地」は、小丘、河川や水路、段丘や法面等の竹林、社寺林、農地、街路樹及び学校の樹木等の既存の緑地とともに、開発に伴う緑化やまちづくりによる緑化により形成していきます。つまり、緑地フレームの緑のボリュームアップは、地域の環境形成の方向性を示すもので、今後開発等の変化がない場合も、地域住民とともに景観的な魅力を高めていこうとするものです。

（3）支流の谷筋・山間地領域の景観

1) 農村集落と街村

■景観

ア) 農村集落

自然の地勢を利用し、日々の営みにより長い年月を経て形成された谷筋や山間地の農村集落は、柿の木や栗の木等に囲まれた緑豊かな農村景観を形成しています。

また日本六古窯の一つである丹波焼の里として知られる立杭地区や扇状地に茶畑の広がる味間奥地区など、生業が地域の景観を特徴付けている地区も見られます。

里山を背景に、谷筋を流れる支流に沿って配置されている農村集落は今日もなお、里の情景として息づいています。なだらかな山裾に集落と一体となって形成された農村景観は谷筋領域の景観の特徴であり、また魅力でもあります。農地と一体となった集落の領域と里山等の領域の境界に位置する小丘や河川を利用して、鎮守や塞ノ神を巧みに配した農村景観は、新興住宅等による市街化によって大きく壊されることなく現在にまで継承されています。

山間地では棚田状の斜面に家屋が一軒ずつ分散している散居村が形成され、傾斜を活かした茶畑や棚田もわずかながら見ることができます。



緩やかな傾斜地に沿って分布する緑に囲まれた農村集落

イ) 街村

谷筋の旧街道沿いでは、かつての宿場町と同様に街道の両側に家屋が連なる街村が形成されています。河川と並行する街道沿いでは、河川に注ぐ支流沿いに農地を配し、微高地には家屋を配し、盛土や石積みを築き菜園畑や蔵を設けるなど、限られた土地を有効に活用しています。集落の川沿いに配した鎮守とともに、河川の氾濫に備えた妻入りの街村の町並みが、宿場町の影響を受けながら形成されています。



蔵の連なる福住の町並み

見通しのきく街道沿いの丘や里山には中世の城跡や砦が位置し、山麓の高台には仏閣が配され、街道沿いの一里塚や道標、常夜灯等とともに風情ある町並みが形成されています。農村部でも母屋に隣接して農作業小屋を設け、大きな三角妻面が連続する力強い、下屋のそろった町並みを形成しています。

■ 景観形成の考え方

支流の谷筋や山間地では、地域の特徴的な地勢を活かし、日々の営みによって形成されてきた農村景観を保全継承していきます。

農業の営みは、そこで暮らす人々の知恵により、地勢や自然条件にうまく対応させながら発達継承してきました。その営みが集落環境として現れ、地域の景観として展開しています。景観が形成される過程は地域ごとに様々ですが、美しい農村集落の景観は、農地の環境保全、祭事や慣習などを通して、地域の景観資源を地域が維持管理してきたことにより今日まで保全継承されてきました。

しかしながら、少子高齢化と人口減少の進展に伴い、谷筋や山間地における小規模集落化^{*}が懸念される中、今日まで継承されてきた美しい景観の保全継承が困難になってきています。地域の人々の日々の営みにより保全継承されてきた農地や農地の石積み、畔や稲架けの畦畔木などの景観資源を、今後どのように保全し継承していくかが地域の大きな課題であり、この課題の解消こそが谷筋や山間地の農村集落の景観形成につながります。

先人たちから受け継いできた農村の素晴らしい景観資源を地域が主体となって維持していくための仕組みや支援の方策について検討することで課題を解決し、良好な景観形成を図っていきます。

^{*} 過疎化、高齢化の進行により、集落での社会的共同生活の維持が困難になっていくこと。

3. 景観計画の考え方

丹波篠山市はこれまで、兵庫県の景観形成条例および緑条例に基づき、景観形成に取り組んできました。今後は県の広域的な景観形成の考え方を継承しながら、丹波篠山市の景観特性を地域ごとに捉え、きめ細かな景観形成を図っていきます。

(1) 区域区分（ゾーニング）による景観形成

歴史的な町並みや市街地は、建築物等の色彩やデザインの誘導により、景観形成を図ることができますが、自然と人の営みが一体となって形成される田園地は、建築物等の景観誘導だけでなく、景観の基盤となる山、河川および農地などの環境保全といった土地利用計画と連動した景観形成を図る必要があります。

景観法では、景観計画は土地利用計画と矛盾のないよう、調和して定めることとしています。このことから、適正な土地利用の誘導による地域環境の形成を目的として定められた緑条例における環境形成区域区分の考え方を基に、地勢に対応した丹波篠山市の景観的特徴を踏まえた上で、市域を「歴史的な町の区域」、「まちの区域」、「さとの区域」及び「森の区域」の4つに区分し、それぞれの区域ごとに景観形成基準を定めます。

歴史的な町の区域：既成市街地のうち、歴史的な町並みや文化資産を有する区域で、特にそうした歴史的な環境や文化資産の保全を図りながら景観形成を図る区域

まちの区域：市街地の景観形成を図る区域

さとの区域：田園景観が広がる農村集落の景観形成を図る区域

森の区域：山容を形づくる里山等の山地や森林の景観形成を図る区域

(2) 地区別計画の尊重

これまで丹波篠山市では、景観形成条例における景観形成地区として篠山城下町地区、上立杭地区及び丹南篠山口IC周辺地区の3地区が地区指定を受け、それぞれの地域の特性に応じた景観形成に取り組んできました。また、丹波篠山市の里づくり条例に基づく里づくり計画地区については、緑条例の計画整備地区として、地区の住民の主体的な取り組みによるまちづくりが進められてきました。

丹波篠山市景観計画においても景観形成条例の考え方を継承し、篠山城下町地区、上立杭地区及び丹南篠山口IC周辺地区を特に地区の特性に応じた景観形成に取り組む必要がある地区として景観形成を図っていきます。同様に、里づくり地区についても地区住民の積極的なまちづくりの取り組みを尊重することにより、住民の参画による景観形成を推進していきます。

地区別計画では、地区単位の景観に関する基準を尊重し、地区独自の方針および景観形成基準により、行政と地区が連携しながら景観形成を図ります。